

呉工業高等専門学校技術相談取扱規則

制定 平成27年3月6日
一部改正 平成28年3月3日

(趣旨)

第1条 呉工業高等専門学校(以下「本校」という。)における技術相談に係る取扱いに関することは、独立行政法人国立高等専門学校機構技術相談に関するガイドライン(平成27年2月4日理事長裁定)に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(定義)

第2条 技術相談とは、企業等における技術的な問題を解決するために、本校の有する研究成果や技術的知識を広く活用する一時的な相談とし、申込者に対する技術的問題解決に向けての支援、及び相互の研究開発等の活性化を図るための技術指導・助言や情報交換に限定するものをいう。

(技術相談の受入)

第3条 技術相談は、教職員の教育・研究業務に支障のない範囲内で実施することが可能な場合において、受入れるものとする。

(技術相談の申込)

第4条 技術相談を申込もうとする者は、技術相談申込書(別紙様式)を校長に提出するものとする。
2 校長は、技術相談の申込みがあったときは、協働研究センター長と相談のうえ、受入れの可否を決定するものとする。

(技術相談の実施)

第5条 前条第2項の規則により、技術相談の受入れを決定したときは、協働研究センターで技術相談申込書の内容を確認し判断のうえ、適切な担当教員(以下「担当教員」という。)を決定後、担当教員へその旨依頼し、技術相談を実施するものとする。
2 技術相談に際して、必要に応じて秘密保持契約を締結するものとする。
3 技術相談の経過で成果有体物の提供を行う場合は、独立行政法人国立高等専門学校機構成果有体物取扱規則(機構規則第119号)に基づき、研究成果有体物提供契約を締結するものとする。
4 技術相談の結果、共同研究又は受託研究を行うこととなった場合は、速やかに共同研究申請書又は受託研究申込書等の提出を受け、共同研究契約又は受託研究契約を締結し、研究を行うものとする。
5 担当教員は、技術相談の経過又は結果として知的財産が生じた場合は、発明等届を速やかに提出するものとする。

(技術相談料)

第6条 初回の相談料は無料とし、2回目以降は、1時間につき5,400円(消費税を含む。)とする。
2 次の一に該当する場合、相談料については減免できるものとする。
(1) 公的機関からの申込みの場合

(2) 申込者が、申込み時において、共同研究等の申請を前提とする旨の意思表示をした場合

(3) その他、校長が必要と認める場合

3 相談場所が学外である場合の交通費、技術相談の経過で分析等を実施した場合の費用等(以下「必要経費」という。)は、申込者の負担とする。

(技術相談料等の納付)

第7条 技術相談料及び必要経費は、本校の請求書により納付するものとする。

(技術相談の報告)

第8条 技術相談を行った担当教員は、技術相談報告書(別紙様式)を校長へ提出するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、技術相談に関し必要な事項は、別に定める。

附 則(平成27年3月6日制定)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月3日一部改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

